

諮問庁：独立行政法人都市再生機構

諮問日：平成28年12月12日（平成28年（独情）諮問第94号）

答申日：平成29年3月31日（平成28年度（独情）答申第97号）

事件名：「特定地区に係る建築物の建設義務について」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年8月30日付け、と301-34による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

本件処分の通知書を精査して欲しい。本件処分の通知書では、本件対象文書について、法5条1号の不開示情報が明確な記載になっていない。本件処分の通知書で同号に該当するとして列挙された各記載内容に対応しない情報が黒塗りされている疑いがある。

また、開示された本件対象文書の（決裁書を含めた）3頁目には、添付書類として「位置図・区域図」が含まれている旨の記載がある。

しかしながら、開示された本件対象文書に、位置図および区域図は含まれていなかった。本件処分の通知書で、位置図・区域図が不開示情報として記載していないので、位置図および区域図を開示すべきである。

特定地区の建築物の建築確認が特定建築審査会で取り消された事件は、大々的に報道されている状況である。機構には、説明責任を十分に果たして欲しい。

（2）意見書

ア 特定地区の建築物（以下「本件建築物」という。）の建築確認が、

特定建築審査会の裁決により取り消されたことは、大々的に報道されている。諮問庁が譲受人に課した建築物の建設義務についても報道されている。

イ 諮問庁は特定会社A，特定会社B，特定会社Cの担当者等の氏名を法5条1号に該当として不開示としている。一方，担当者等であっても開示されている氏名もある。開示決定通知書の理由付記の「担当者等」の記載では不明確である。諮問庁の理由説明書によると，ホームページ等で公にされている氏名は開示しているとの判断を示しているが，開示決定理由書にはその判断および適用対象が明示されておらず，不適切であると考ええる。

また，別紙の2の1欄に示すとおり，他にも公にされている氏名があり，同一の個人の氏名でも開示されている頁と不開示とされている頁がある。これらの氏名は法5条1号ただし書イに該当するので，黒塗りするのは誤りと考ええる。

(本答申では添付資料は省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件審査請求は，「特定地区について，特定時期以降に取得，作成された文書一式（起案文書を含む。情報公開請求に係るものを除く。）」の開示請求に対する一部開示決定（原処分）について，開示請求者（審査請求人）から，原処分の取消しを求めてなされたものである。

2 機構について

機構は，独立行政法人都市再生機構法（以下「機構法」という。）に基づき設立された独立行政法人であり，大都市及び地域社会の中心となる都市において，市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うとともに，都市基盤整備公団（以下「公団」という。）から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行っている。

3 特定地区について

特定地区については，機構（当時，公団）が土地有効利用事業（以下「本事業」という。）により取得・整備し，特定会社D及び特定会社C（以下，併せて「譲受人」という。）が結成した共同企業連合体に譲渡したものである。

本事業は，機構法11条1項1号に基づき，四大都市圏等の既に市街地を形成している区域において，単独で利用することが非効率な細分化された土地や不整形地，大規模工場跡地等の低未利用地を機構が取得し，周辺の土地の追加取得等による敷地の集約化，整形化及び公共施設の整備等を実施することにより，有効利用が可能な建築物の敷地として整備を行い，当該整備敷地等を原則として公募により民間事業者等に譲渡する事業であ

る。

4 開示対象文書について

今回開示請求のあった法人文書は、「特定地区について、特定時期以降に取得、作成された文書一式（起案文書を含む。情報公開請求に係るものを除く。）」である。

これに対し、処分庁は、下記（１）のとおり３文書を特定（計４４３枚）し、下記（２）のとおり法５条２号イに基づき、公にすることにより、当該法人及び個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する情報を、下記（３）のとおり法５条１号に基づき、個人に関する情報を不開示とした上、法９条１項に基づく開示決定を行った。

（１）開示対象の文書

文書１ 代表者の変更について（通知）

文書２ 特定地区に係る建築物の建設義務について

文書３ 特定地区土地譲渡契約に係る建築物の建設義務につきまして

（２）法５条２号イに基づく不開示情報

ア 譲受人の代表者の印影

イ 審査請求人ら代理人の印影

ウ 特定会社Ａの印影

エ 特定会社Ａの代表者の印影

オ 譲受人の復代理人の印影

（３）法５条１号に基づく不開示情報

ア 決裁書起案担当者の氏名及び印影並びに決裁書審査担当者等の氏名

イ 審査請求人らの住所、氏名及び年齢

ウ 審査請求人ら復代理人の住所及び氏名

エ 特定会社Ａ担当者等の氏名

オ 参加人１代理人の特定会社Ｄ担当者等の氏名

カ 参加人２代理人の特定会社Ｃ担当者等の氏名

キ 参加人３代理人の特定会社Ａ担当者等の氏名

5 審査請求人の主張について

審査請求人は、文書２（本件対象文書）について、上記４（３）アないしキに対応しない情報が黒塗りされている疑いがあるとして、原処分の精査を求める旨の主張をしている。

6 原処分の妥当性について

（１）本件対象文書等について

機構と譲受人との間で締結した土地譲渡契約においては、本事業の目的を達成するため、譲受人に対し、期限内に建築物を建設する義務（以下「建設義務」という。）を課しているが、現時点で譲受人による建築物の建設は完了しておらず、当該義務は継続している。

譲受人が取得した建築確認について、特定建築審査会による処分取消の裁決がなされたこと等に伴い、期限内での建設義務の履行が困難となったことから、譲受人から期限延長の要望書の提出があった。これを受け、機構は、決裁書起案・意思決定の上、譲受人に対し、条件付で期限の猶予を認める旨の回答等を行ったものである。

(2) 本件対象文書の不開示情報該当性について

本件対象文書の上記4(3)については、以下の理由から、法5条1号に規定する不開示情報に該当するものとする。

① 決裁書起案担当者の氏名及び印影並びに決裁書審査担当者等の氏名

決裁書には機構職員の氏名が記載されている。機構の管理職の職員の氏名については、独立行政法人国立印刷局編「職員録」に掲載されていることから、法に基づく請求があった場合は、「公にされ、または公にされることが予定されている情報」として開示しているが、その他の職員の氏名については、公にする慣行がないことから、不開示とした。また、担当者の印影は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、不開示とした。

② 審査請求人らの住所、氏名及び年齢並びに審査請求人ら復代理人の住所及び氏名

本件対象文書に含まれる特定建築審査会の裁決書には特定建築審査会に対して、審査請求を行った請求人及びその復代理人の氏名、住所等が記載されている。これらは、個人を識別できる情報であり、かつ、法令又は慣行として公にされ、または公にされることが予定されている情報及び人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要であると認められる情報には該当しないことから、不開示とした。

③ 特定会社A、参加人1代理人の特定会社D、参加人2代理人の特定会社C及び参加人3代理人の特定会社Bの担当者等の氏名

個人を識別できる情報であるが、開示決定時点において当該法人のホームページ等で公開されている役員等の氏名については、「公にされ、または公にされることが予定されている情報」として開示、その他の担当者の氏名については、これに該当しないことから、不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件対象文書の不開示箇所について、上記4(3)に対応しない情報が黒塗りされている疑いがあるとして精査を求める旨の主張をしているが、上記6(2)で述べたとおり、法5条1号に規定する不開示情報に該当するものとする。

なお、審査請求人は、本件対象文書に含まれる「位置図および区域図」の開示を求める旨の主張をしているが、これは、処分庁が開示対象の文書を特定（計４４３枚）後、「位置図および区域図」（計４４３枚のうち２枚）の送付に漏れがあったものである。

これについては、平成２８年１０月７日付けで審査請求人に対し、「位置図および区域図」を郵送、開示済である。

7 結論

以上のことから、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であると考え

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|-------------------|
| ① 平成２８年１２月１２日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月２６日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 平成２９年１月１６日 | 審議 |
| ⑤ 同年２月２０日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同年３月２９日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、特定地区について特定時期以降に取得、作成された文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書等を特定し、その一部を法５条１号及び２号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、本件対象文書のうち法５条１号に該当するとして不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めていると解されるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件不開示部分の法５条１号該当性について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

本件不開示部分は、理由説明書（上記第３の６（２））に記載のとおり、いずれも個人の氏名、印影、住所等の個人を識別することができる情報であり、法５条１号ただし書のいずれにも該当しないことから、同号の不開示情報に該当すると判断したものである。

審査請求人は、本件不開示部分のうち特定会社Ａ、特定会社Ｂ及び特定会社Ｃの担当者等の氏名について、公にされており、法５条１号ただ

し書イに該当する旨主張するが（別紙の2の1欄），原処分では各社の担当者等に係る役職名等は開示した上で，その役職名等と氏名が一体として公にされている場合は氏名を開示し，そうでない場合は不開示としている。具体的には別紙の2の2欄に記載のとおりであって，審査請求人の主張はいずれも失当であると考え。なお，改めて本件対象文書の開示の実施状況を確認したところ，特定会社AのA氏の氏名については，原処分が開示としているにもかかわらず誤って黒塗りされている部分があり，当該部分については改めて開示を実施する。

（2）以下，上記諮問庁の説明を踏まえて検討を行う。

ア 別紙の3に掲げる部分について

当該部分は，各特定会社の担当者の氏名の記載であることから，法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

建築基準法93条の2及び同法施行規則11条の4の規定により，建築計画概要書については，閲覧の請求があった場合には，これを閲覧させなければならないとされている。この点，諮問庁は，当該部分について，建築基準法に基づく建築計画概要書の閲覧及び交付の実施は各特定行政庁の運用で行われており，特定地方公共団体のホームページにおいて「閲覧制度の趣旨に沿わないと判断する閲覧請求には応じられません」との記載があることから，法5条1号ただし書イには該当しないと判断した旨説明する。

しかしながら，地方公共団体における建築計画概要書の閲覧制限は，制度の趣旨を逸脱して明らかに営業目的で請求する場合や建築物を特定せずに大量の請求を行う場合については当該請求を拒否しても違法ではないとする，国土交通省住宅局建築指導課長名での技術的助言に基づき例外的に行われているにすぎないものであることから，建築計画概要書に記載された情報は「法令の規定により」公にされ，又は公にすることが予定されている情報と解すべきものであり，したがって，当該部分は法5条1号ただし書イに該当し，同号の不開示情報には該当しない。

イ その余の部分について

その余の部分は，いずれも個人の氏名，印影，住所等であり，法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

また，当該情報については，法5条1号ただし書イないしハに該当するとすべき事情はいずれも認められず，個人識別部分であることから法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって，当該部分は，法5条1号の不開示情報に該当すると認

められ、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙の3に掲げる部分は同号に該当しないと認められるので、開示すべきであるが、その余の部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件対象文書

特定地区に係る建築物の建設義務について

2 特定会社A，特定会社B及び特定会社Cの担当者等に関する審査請求人の主張（意見書におけるもの）及びそれに対する諮問庁の説明

1 審査請求人の主張	2 左欄の主張に対する諮問庁の説明
<p>i 特定会社Aの担当者等について</p> <p>A氏，B氏，C氏は特定会社Aの確認検査員であり，特定建築審査会審査請求事件で同社の代理人を務めている。平成21年度（行情）答申第11号は，確認検査員の氏名及び略歴は情報公開法5条1号ただし書イに該当するとの判断をしている。国土交通大臣は特定会社Aの確認検査員名簿を開示している。C氏が本件建築物の確認を行ったことは特定地方公共団体の長が開示した確認審査報告書に記載されている。</p>	<p>① 同社ホームページ等</p> <p>A氏については，同社ホームページの「会社概要」中「役員」欄及び同社商業登記簿謄本の「役員に関する事項」欄に該当の役職名とともに氏名の記載があることから，法5条1号ただし書イに該当し，開示としたが，不開示部分に氏名が記載されている担当者等については，そのような実態は認められなかったため不開示とした。</p> <p>② 確認検査員名簿</p> <p>確認検査員名簿については，建築基準法に基づき，指定確認検査機関は，所属する確認検査員の氏名及び略歴を記載した書類を閲覧させなければならないとされているが，どの物件をどの確認検査員が検査したかについて公表を義務付ける法令等の規定や慣行はなく，該当の不開示部分に記載された氏名は法5条1号ただし書イには該当しない。</p> <p>③ 確認審査報告書</p> <p>確認審査報告書については，法令等で定められた閲覧制度がない。よって，公表を義務付ける法令等の規定や慣行があるとはいえず，該当の不開示部分に記載された氏名は法5条1号ただし書イには該当しない。</p>
<p>ii 特定会社Bの担当者等について</p> <p>D氏は特定会社Bの建築士であり，特定建築審査会審査請求事件で同社の代理</p>	<p>① 同社ホームページ等</p> <p>D氏の氏名が，同社ホームページの一部で公開されていることは確認できるが，該当の役職名等での記載ではなく，「企業情報（同社役員を紹介したもの）」，同社商業登記簿謄本の「役員に関する事項」欄等にも該当の記載はない。さらに，</p>

<p>人を務めている。D氏の氏名は同社ホームページで公にされている。D氏が本件建築物を設計したことは建築基準法93条の2の規定により建築計画概要書に記載されて公にされている。</p>	<p>本件対象文書に記載の物件の担当者は同社ホームページで公表されておらず、事業者の担当者が、どの物件を担当したかを公表する義務、法令等の規定及び慣行はないことから、該当の不開示部分に記載された氏名は法5条1号ただし書イには該当しない。</p> <p>② 建築計画概要書</p> <p>建築計画概要書については、建築基準法に基づく閲覧制度はあるが、その閲覧及び交付の実施は、各特定行政庁の運用で行われており、特定地方公共団体のホームページにおいても、「閲覧制度の趣旨に沿わないと判断する閲覧請求には応じられません」との記載があることから、該当の不開示部分に記載された氏名は、法5条1号ただし書イには該当しない。</p>
<p>iii 特定会社Cの担当者等について</p> <p>E氏、F氏が本件建築物の建築主であることは建築基準法93条の2の規定により建築計画概要書に記載されて公にされている（なお、同じく建築主である特定会社DのG氏の氏名はすべて開示されている）。</p>	<p>① 同社ホームページ等</p> <p>F氏については、本件開示決定時点において、特定の役職名で同社ホームページ及び同社商業登記簿謄本の同欄に記載があるが、「会社概要」中「役員」欄及び同社商業登記簿謄本の「役員に関する事項」欄等を含め、本件対象文書に記載の建築主に対応する役職名に該当する個人の氏名は公表されておらず、該当の不開示部分に記載された氏名は法5条1号ただし書イには該当しない。</p> <p>② 建築計画概要書</p> <p>特定会社DのG氏については本件対象文書に記載された役職名とともに氏名がホームページで公表されているため開示としたものであり、建築計画概要書に記載された個人の氏名については上欄の②で述べたとおりである。</p>

3 本件不開示部分のうち、開示すべき部分

本件建築物の建築計画概要書に本件対象文書に記載されたものと同じの役職名及び氏名が記載されている、下記の個人の氏名

- ① 特定会社Bの担当者等であるD氏
- ② 特定会社Cの担当者等であるE氏及びF氏